

目 次

規 則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則

告 示

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

市道路線の区域変更

認可地縁団体の告示事項の変更

平成23年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

公示送達

公 告

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

平成23年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

榊原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

榊原財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示の方法

榊原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

監査委員告示

監査結果の公表

住民監査請求に係る結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市規則第6号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表芸濃の部中「芸濃総合文化センター」を「芸濃総合支所」に改め、同表安濃の部村主ルートの項中「サンヒルズ安濃」を「安濃中央総合公園」に、「安濃中央総合公園」を「明合団地」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市規則第7号

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則
津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則（平成18年津市規則第192号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項第7号の連帯保証人は、改造資金の融資に係る弁済の資力を有する者で、独立の生計を営み、及び市町村税を滞納していないものでなければならない。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書

第1号様式中「市税」を「市町村税」に改め、「（申請者又は連帯保証人が本市の区域内に住所を有しないときは、本市の区域内に所有する家屋又は土地に係る市税の納税証明書）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る融資あっせんについて適用し、同日前の申請に係る融資あっせんについては、なお従前の例による。

津市告示第42号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月2日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
愛宕町地内	1	平成23年 2月 3日
末広町地内	1	平成23年 2月 7日
一身田町地内	1	平成23年 2月 7日
栗真中山町地内	1	平成23年 2月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 2月16日
雲出市民センター	1	平成23年 2月16日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	102	平成23年 2月16日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	22	平成23年 2月17日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	19	平成23年 2月17日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成23年 2月18日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	1	平成23年 2月18日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 2月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成23年 2月21日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 2月21日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 2月22日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 2月22日
河芸町上野地内	1	平成23年 2月22日
江戸橋駅前公共自転車等駐車場	1	平成23年 2月23日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 2月25日
桜橋二丁目地内	2	平成23年 2月25日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 3 号

下記の者に対する督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 3 月 3 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第44号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成23年3月3日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2103690	平成22年10月1日	平成23年2月17日

津市告示第 4 5 号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 3 月 3 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇〇	差押調書（謄本）、配当計算書及び充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月7日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

1 路線名 7140 高茶屋小森山第8号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市高茶屋小森町1821番1地先から 津市高茶屋小森町1821番2地先まで	旧	3.6	27.3
津市高茶屋小森町1821番1地先から 津市高茶屋小森町1821番2地先まで	新	3.6～7.0	27.3

津市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月10日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 里川 輝 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	火 狭 徳 美 三重県津市安濃町安濃1371番地
変更後	里 川 輝 夫 三重県津市安濃町安濃1357番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成23年2月27日の定期総会において選任され、平成23年3月5日から就任することになったため。

津市告示第 48 号

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 416 条第 3 項の規定により、
平成 23 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及
び期間を次のとおり定める。

平成 23 年 3 月 10 日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間 平成 23 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
(土・日曜日、祝日を除く)

津市告示第 4 9 号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇	〇〇 〇〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書

〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇 〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書

津市公告第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月2日

津市長職務代理者 津市副市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成23年2月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居新町2746-1ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居野村町420-9
株式会社川崎ハウジング
代表取締役 川崎 昌美

津市公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月2日

津市長職務代理者 津市副市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成23年2月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田大古曾字深田39番1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野318-5
株式会社ハートランド
代表取締役 米倉 大策

津市公告第 29 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 4 日

津市長職務代理者

津市副市長 野 口 正

1 抑留日 平成 23 年 3 月 2 日

2 抑留期間 平成 23 年 3 月 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高洲町	ビーグル	白茶黒	メス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 10 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月10日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

1 工事完了年月日

平成23年3月8日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町四丁目59-2、上浜町五丁目1-1ほか9筆2工区、3工区

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市桜橋二丁目178-1

大和ハウス工業株式会社三重支店

支店長、支配人・池田 全功

津市公告第32号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年3月10日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 抑留日 平成23年3月7日

2 抑留期間 平成23年3月14日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 羽所町	雑種	茶	オス	中	9.1日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市水道局告示第5号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年3月2日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
杉田土木株式会社	津市榊原町15080番地	平成23年2月9日

津市水道局告示第6号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年3月2日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社田端利夫 商店	鈴鹿市若松東一丁目22番 24号	平成23年2月9日

津市水道局告示第7号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年3月2日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
J u t e c I N A B A	津市久居元町1961番地 1	平成23年2月9日

津市水道局告示第 8 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 3 年 3 月 1 4 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社伊東住設	伊賀市下柘植 533 番地の 1	平成 2 3 年 2 月 1 0 日

津市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の5.0分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成23年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 5.0分の1の数 | 4,609人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,402人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,803人 |

津市選挙管理委員会告示第15号

平成23年3月1日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成23年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第16号

平成23年3月1日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者に
当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第
22条第2項の規定により告示する。

平成23年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第17号

平成23年3月22日執行予定の柳原財産区議会議員選挙における候補者の
届出等の書類を選挙長に提出する場所を次のとおり定める。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市柳原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第18号

平成23年3月22日執行予定の榊原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

交付場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第19号

平成23年3月22日執行予定の榑原財産区議会議員選挙における選挙長の
行う告示は、津市役所榑原出張所の掲示板に掲示してこれを行う。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

津市選挙管理委員会告示第20号

平成23年3月22日執行予定の榊原財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 西川 政良

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 山川 光生

津市選挙管理委員会告示第21号

平成23年3月22日執行予定の榊原財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成23年3月16日（年齢については、平成23年3月22日とする。）

2 登録を行う日

平成23年3月16日

3 縦覧に供する期間

平成23年3月17日

津市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成23年3月16日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法23条第2項の規定により告示する。

平成23年3月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年3月2日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	山	崎	正行
津市監査委員	田	矢	修介

記

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成22年10月から平成23年1月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

（1）部局・総合支所・出張所

- ア 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、地域振興室、広報室、東京事務所、財政課、市民税課、資産税課、収税課、財産管理課、検査課）
- イ 危機管理部（危機管理課、防災室）
- ウ 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- エ 市民部（市民交流課、国際・国内交流室、市民課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- オ スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ）
- カ 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- キ 健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢

- 福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター（中央保健センターほか9センター）
- ク 商工観光部（産業政策振興課、企業誘致室、商業労政振興課、観光振興課）
- ケ 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- コ 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- サ 都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- シ 建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- ス 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- セ 会計管理室
- ソ 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- タ 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- チ 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- ツ 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- テ 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ト 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ナ 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ニ 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）・大三出張所、倭出張所
- ヌ 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ネ 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）
- ノ 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- ハ 消防本部（消防総務課、企画調整室、予防課、消防課、救急対策室、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- ヒ 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、図書館（津図書館ほか8館2室）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所）
- フ 農業委員会事務局
- ヘ 選挙管理委員会事務局

ホ 監査事務局

マ 議会事務局（議会総務課、議事課）

（２）市立保育所

ア 野村保育園

イ こべき保育園

ウ 高野保育園

エ 太郎生保育園

（３）市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校

（ア）桃園小学校

（イ）大井小学校

（ウ）川合小学校

（エ）川口小学校

（オ）倭小学校

（カ）ハツ山小学校

（キ）美杉小学校

イ 市立幼稚園

（ア）桃園幼稚園

（イ）大井幼稚園

（ウ）川合幼稚園

- ２ 地方自治法第１９９条第５項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象は、平成２２年１１月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事を含む。）である。

- （１）平成２２年度北道街補第１号 上浜元町線道路改良工事（工事場所：津市西古河町ほか３町地内 所管部局：建設部津北工事事務所）
（２）平成２１年度営障福補第５７号 はくさんホーム大規模改修工事（工事場所：津市白山町川口地内 所管部局：建設部営繕課）
（３）平成２２年度工務第６号 公共下水道事業に伴う一志町大仰地内配水管移設工事（工事場所：津市一志町大仰地内 所管部局：水道局工務課）

第２ 監査の対象年度及び対象事項

１ 定期監査及び行政監査

原則として平成２２年度の財務及び事務の執行を対象とした。

また、市の歳入歳出予算に計上していない市立学校等における教材を調達するための収支を経理する会計（以下「教材会計」という。）及び給食に関する収支を経理する会計については、事実上、市の事務に係るものとして、これを対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成21年度も対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

第3 監査委員の除斥

平成21年4月1日から平成22年2月20日までの間において、総務部長の職にあった監査委員の渡邊昇について、法第199条の2の規定により、総務部の当該期間における財務及び事務の監査については除斥した。

第4 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の杉谷育生、岡幸男がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成23年2月15日付けで退任し、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第5 監査の期間

監査の期間は、平成22年9月13日から平成23年2月10日までである。

第6 監査の方法

1 定期監査及び行政監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。

(5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。

(6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局及び工事請負業者の職員に説明を求めた。

なお、工事技術調査については、協同組合総合技術士連合（大阪市北区）に業務を委託し、その調査報告書を参考とした。

(1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。

(2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。

(3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。

(4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備されているか。

(5) 現場の安全管理及び現場周辺への工事災害防止対策は、適切に行われているか。

第7 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 部局・総合支所・出張所

(1) 政策財務部

ア 財産管理課

同課が定める普通財産賃貸料の算定基準について、営利用は前年度固定資産仮評価額に100分の6を乗じて得た額を基準とし、非営利用は前年度固定資産仮評価額に100分の4を乗じて得た額を基準としているが、他市の公有財産規則の中には、類似の算定基準を設けるものの、近傍類似の価格と比較して不相当と認めるものは、当該価格を考慮して賃貸料の価格を定めることができるとするものが見られる。

ことから、地方自治法第237条第2項の趣旨を踏まえ、市の算定基準について、より合理的に賃貸料の価格を算定することができるよう、所要の見直しを検討されたい。

(2) 健康福祉部

ア 介護保険課

郵便切手の保有について、平成21年度から繰り越された7種類の郵便切手のうち、平成22年度(9月24日現在)の使用枚数は、80円切手が56枚、120円切手が102枚である一方、その残数は80円切手が2,938枚、120円切手が1,824枚で非常に多くの枚数を保有しているが、使用見込み数を著しく超えて保有することは適切でないことから、他の部局等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(3) 商工観光部

ア 産業政策振興課

郵便切手の保有について、合併前に購入した90円切手の平成22年度(9月28日現在)の使用枚数は7枚である一方、その残数は1,322枚で非常に多くの枚数を保有しているが、使用見込み数を著しく超えて長期間保有することは適切でないことから、他の部局等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(4) 都市計画部

ア 交通政策課

監査の対象とした総合支所及び出張所が保有するコミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券について、その保有残高及び販売実績の状況は、下表(交通政策課調べ)のとおりで、一部の乗車券を除き、販売見込み数を著しく超えて保有している状況であり適切でないことから、適切な保有残高になるよう調整の上、是正されたい。

コミュニティバス回数乗車券・定期乗車券の保有状況(注)

区 分	保 有 残 高		販 売 実 績
	回数乗車券		
久居総合支所	回数乗車券	1, 555組	72組
	定期乗車券	300枚	0枚
河芸総合支所	回数乗車券	1, 788組	202組
	定期乗車券	300枚	0枚

芸濃総合支所	回数乗車券	1, 8 9 7組	1 2 6組
	定期乗車券	2 9 8枚	1枚
美里総合支所	回数乗車券	1, 8 7 9組	1 7 7組
	定期乗車券	2 6 1枚	3 6枚
安濃総合支所	回数乗車券	1, 9 1 1組	1 0 0組
	定期乗車券	3 0 0枚	0枚
香良洲総合支所	回数乗車券	9 0組	0組
	定期乗車券	6 0枚	0枚
一志総合支所	回数乗車券	2, 0 0 8組	5 2組
	定期乗車券	5 9 8枚	2枚
白山総合支所	回数乗車券	1, 1 7 3組	1 9 6組
	定期乗車券	5 2 5枚	1 9枚
美杉総合支所	回数乗車券	1, 7 8 7組	2 3組
	定期乗車券	8 2 6枚	6 5枚
大三出張所	回数乗車券	2 7 1組	9組
	定期乗車券	1 4 9枚	1枚
倭出張所	回数乗車券	1 3 7組	1 4 3組
	定期乗車券	1 3 1枚	1 9枚

(注) 回数乗車券は、5種類（1種1組当たり12枚綴）の合計数、定期乗車券は3種類の合計数で、久居総合支所、河芸総合支所及び芸濃総合支所は平成22年9月末現在、その他の総合支所及び出張所は同年11月末現在の状況である。

(5) 総合支所・出張所

ア 総合支所・出張所に係る共通事項

団体事務の関与について、全ての総合支所の地域振興課、久居総合支所の生活課、大三出張所及び倭出張所の職員は、自治会連合会の支部、各種イベントの実行委員会等の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。

イ 総合支所に係る個別事項

(ア) 安濃総合支所

a 地域振興課

マイクロバスの保有について、その利用状況は、平成22年度（11月末現在）において、月数回程度であり、全く使用していない月もあることから、関係部局と協議の上、その保有の在り方について検討されたい。

(イ) 白山総合支所

a 地域振興課

民間企業が経営する温泉施設用地の借上げについて、当該用地の一部に供するため、市が民有地を借り上げて、当該民間企業に貸し付けているが、その用地の確保は、当該民間企業が直接調達するのが望ましいと考えることから、当該民間企業等と協議の上、当該用地の借上げについて、見直しを検討されたい。

(ウ) 美杉総合支所

a 地域振興課

(a) 美杉ゲートボール場施設の在り方について

同施設の運営に当たっては、同施設用地の借上料など年間約33万円の経費を要する一方、利用者数は年々減少し、平成22年度(平成23年1月末現在)の利用者は全くいない状況であることから、全庁的に経費節減に取り組む中、関係部局と協議の上、同施設の在り方について検討されたい。

(b) ヒストリーパーク塚原の指定管理について

指定管理に係る仕様書には、指定管理者は毎年度終了後、市の所有する物品の現在高を報告しなければならないと定めているが、同課はその報告を受けていなかったことから、当該仕様の徹底について指導されたい。

b 市民福祉課

(a) 美杉高齢者生活福祉センターの在り方について

同センターは全16室の入居施設があり、その管理業務を社会福祉法人津市社会福祉協議会に委託し、毎年度670万円の委託料を支払っているが、これに光熱水費などの経費（平成22年11月末現在）を合わせた1室当たりの維持管理経費は約69万円に及ぶ一方、入居施設の利用者数は非常に少なかった。

このような状況のほか、市内には軽費老人ホームなどの老人

福祉施設があることも踏まえ、同センターの在り方について、
所要の見直しを検討されたい。

(b) 生きがい健康づくり施設使用料の減免の取扱いについて

老人クラブが当該施設を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除していたが、津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例第8条は、公共的団体等が使用する場で「特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、当該老人クラブが当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(6) 消防本部

ア 消防総務課

消防団員の訓練等を実施している三重県消防協会中勢支会の負担金について、平成22年4月1日に同支会を構成する市の消防団が10団から1団に再編され、従来の連絡会議等の経費の節減が見込まれるものの、当該負担金については、従来と同様に積算されていることから、関係機関と協議の上、負担金の在り方について、見直しを検討されたい。

(7) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

平成21年度津市学校保健会補助金の交付確定について、同補助金の実績報告書には、領収書の写しは添付されていたものの、研修会等の参加人員・研修内容の記載がなく、その内容を示す資料も添付されていなかったことから、具体的な事業成果の報告がないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないものであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。

イ 生涯学習課

平成21年度史跡等維持管理業務委託について、15の史跡等保存

会に委託しているが、11の史跡等保存会は、契約書で定める委託業務実績報告書の提出をしていなかったことから、同課はその提出を求め、適正に当該業務の履行状況を確認されたい。

また、当該業務委託に係る仕様書には、「史跡敷地内における草刈・清掃業務及びその他当該史跡について、市民が年間を通じて見学できるよう維持管理を行う」と記載しているが、草刈・清掃業務の回数、維持管理の内容など具体的な仕様を定めていなかったことから、これを明確にするよう、仕様書の内容の見直しを検討されたい。

ウ 美里事務所

辰水小学校用地の一部（261㎡）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ、速やかに処理されたい。

エ 美杉事務所

美杉中学校用地の一部（459㎡）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ、速やかに処理されたい。

2 市立保育所

監査の対象とした市立保育所における保育所入所負担金の滞納状況は、下表（こども家庭課調べ）のとおりであり、この中には既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時に履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれたい。

保育所入所負担金の滞納状況（注）

区 分	滞納保護者数	滞 納 額
野村保育園	10人	244,750円
こべき保育園	23人	3,150,900円
高野保育園	11人	2,029,000円
太郎生保育園	2人	86,400円

（注）野村保育園、こべき保育園は平成22年9月末現在、高野保育園、太郎生保育園は同年11月末現在の状況である。

3 市立学校・市立幼稚園

（1）市立学校

ア 美杉小学校

教材会計の取扱いについて、集金した教材費の管理方法は、預金管理している学年と現金管理している学年があったが、保管現金の事故防止の観点から、預金管理の方法で統一するよう所要の是正措置を講じられたい。

(2) 市立幼稚園

ア 桃園幼稚園

旅費の支給について、同園の職員が、平成22年8月2日に安濃総合支所へ出張した旅費に過払いがあったことから、その是正を指摘した。

なお、過払いに係る旅費は、平成22年12月17日に戻入された。

津市監査委員告示第3号

平成23年1月12日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、平成23年3月4日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年3月8日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	山	崎	正行
津市監査委員	田	矢	修介

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成23年1月12日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、住民監査請求書に関する補充説明書、平成23年1月19日に聴取した請求人の陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

津市高茶屋小森町から高茶屋小森上野町まで南北に縦断する市道高茶屋小森町第39号線(以下「市道第39号線」という。)の一部拡幅整備に係る平成21年度南道新補第4号高茶屋小森町第39号線道路改良工事(以下「本件道路改良工事」という。)について、次のとおり違法、不当な事実がある。

ア 違法又は不当な財産の取得について

法第96条第1項は「負担付きの寄附又は贈与を受けること」(同項第9号)について、議会の議決が必要であると定めており、その解釈においては、普通地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合は、当該寄附又は贈与が解除されるようなものとされている。

本件道路改良工事に係る拡張用地については、その所有者からの寄附採納願により受納しているが、本件道路改良工事は当該受納の翌年度に実施しており、このことは、債務負担行為を暗黙のうちにやっているものといえることから、議会の議決が欠かせない案件であり、これを経ずして負担付き寄附を受けたことは、無権限者の意思表示となり、その契約は無効である。

イ 違法な公金の支出について

本件道路改良工事は、市道第39号線の北端の交差点で接続する市道路線の認定をしていない100メートル程度の農道(以下「本件農道」という。)の改良工事を含むものであるが、本件農道部分について、歳出予算の支出科目は(款)農林水産業費・(項)農業費ではなく、(款)土木費・(項)道路橋りょう費で執行しており、このことは、予算の目的外支出であって、法第220条第2項に違反し、違法である。

ウ 不当な公金の支出について

本件農道はその北側で東西に横断する市道高茶屋小森上野町久居線(以下「市道久居線」という。)と接続するが、市道久居線は従前の農道の形状(幅員約1.8m)で、軽自動車以外の一般車両は通行できない。

また、市道第39号線は、その南側で東西に横断する市道城山高茶屋小森町第3号線(以下「市道第3号線」という。)との交差点から北方向の一定の区間及び本件農道との接続点から市道第39号線の東側で南北に縦断する市道塔世橋南郊線(以下「市道南郊線」という。)との接続点までの区間については、いずれも一般車両が通行できるような拡張整備がされていないことから、本件道路改良工事は、市道第39号線に進入するための区間を除く中央部分だけを拡張整備したのであって、一般車両の通行が見込めないものであり、これらの未整

備区間が拡幅整備されるまでは、無駄な道路整備工事である。

(2) 求める措置の内容

本件道路改良工事の執行を認めた市長及び建設部長は法第220条第2項の違反を見逃し、行政組織及び職員の管理監督不行き届きにより、並びに直接に本件道路改良工事の請負契約の決裁権者である津南工事事務所長、総務部担当参事（調達契約課長）、調達契約課担当副参事（公共工事総合評価担当副参事）である者は、連帯して工事費用の全額を市に弁済するよう、監査委員は市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、本件道路改良工事の執行について、違法、不当な事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を建設部津南工事事務所、総務部調達契約課とし、主に同工事事務所に対し、書面による事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

3 監査委員の除斥

平成21年4月1日から平成22年2月20日までの間において、総務部長の職にあった監査委員の渡邊昇について、法第199条の2の規定により、調達契約課の所管事項に係る監査については除斥した。

4 監査事務の引継ぎ

議員のうちから選任された監査委員の杉谷育生、岡幸男は、平成23年2月15日付けで退任したため、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介がそれぞれ監査事務を引き継いだ。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件道路改良工事の経緯及び概要について

ア 本件道路改良工事の経緯について

津南工事事務所の関係職員の説明及び関係資料の内容をまとめると、次のとおりである。

市道第39号線は、従来、主に農作業用の通路として利用されてきたが、平成14年2月に地元の自治会長等から、車両の通行量が増加し、生活、農作業に支障をきたしているとして、市道路線の認定及び拡幅整備に係る陳情書が提出された経緯があり、同年4月1日に市道路線の認定をしたものである。

そして、市道南郊線の交通量が非常に多く、朝夕の通勤時間帯の慢性的な渋滞を回避する車両によって市道第39号線の交通量が増加し、現道では地域住民の生活に支障をきたす状態であったことから、その状態の解消を図るとともに、市道第39号線が市道南郊線のバイパス的な役割を果たす路線となるよう、拡幅整備が必要であると判断した。ただし、財政上、単年度に未整備の全区間を拡幅整備することは不可能であるため、平成17年度に用地測量業務委託を実施、平成18年度以降に拡幅用地の寄附を受け、平成20年度から順次、道路改良工事を執行しており、本件道路改良工事はその一環である。

イ 本件道路改良工事の概要について

本件道路改良工事の概要は、下表のとおりで、市道第39号線及び周辺道路の位置関係は、別添「位置図」に示すとおりである。

なお、本件農道については、従前は国有財産であったが、平成15年4月1日付けで、津市（建設部道路課）が国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定に基づき、法定外道路として国から譲与を受けたものである。

【本件道路改良工事の概要】

延 長	工事延長：344m（市道第39号線に係る延長：231m 本件農道に係る延長：113m）
幅 員	計画幅員：6.0m（現道幅：1.5m～1.7m 拡幅幅：4.3m～4.5m）

主要工種	プレキャスト擁壁工（延長：651m）
	側溝工（延長：18m）
	アスファルト舗装工（面積：2,000㎡）

（２）本件道路改良工事に係る拡幅用地の寄附受納について

本件道路改良工事に係る拡幅用地について、津南工事事務所から提出を受けた決裁文書の写しの内容を整理すると、平成18年度から平成19年度にかけて11件の寄附採納願があり、いずれも「公衆用道路敷地として」寄附することを申し出ており、特に条件は付されておらず、建設部長の決裁により寄附受納（以下「本件寄附受納」という。）したものである。

なお、請求人が住民監査請求書に添付した平成20年10月28日付け建設部長決裁文書「道路敷地の土地寄付申出による受納について（伺い）」については、本件道路改良工事に係るものではなく、本件監査請求の対象事項ではない「平成20年度南道新第4号高茶屋小森町第39号線道路改良工事」の拡幅用地の寄附受納に係るものであった。

（３）本件道路改良工事に係る請負契約の締結等について

ア 工事請負契約の締結等について

建設部津南工事事務所長は、平成21年10月23日に工事施行伺を決裁し、契約については、同工事事務所管理担当副参事の決裁により、調達契約課に依頼した。平成21年度津市一般会計の歳出予算の科目は（款）土木費・（項）道路橋りょう費であった。

契約依頼を受けた調達契約課では、平成21年12月2日に一般競争入札を執行し、その結果を受けて総務部調達契約担当参事は、同月14日に契約締結伺を決裁し、同日付けで工事請負契約（以下「当初契約」という。）を締結した。請負代金の額は29,515,500円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

建設部建設政策担当参事は、平成21年12月15日付けで請負代金の前払金11,800,000円の支出命令書を決裁し、当該前払金は同月24日に支払われた。

イ 変更工事請負契約の締結等について

津南工事事務所長は、平成22年3月24日付けで、路盤が不安定であったとして安定処理を増工し、及び各工種に係る数量精査により、請負代金の増額（3,731,995円（消費税及び地方消費税を含

む。))等の設計変更について決裁し、契約については、同工事事務所管理担当副参事の決裁により、調達契約課に依頼した。

契約依頼を受けた調達契約課では、調達契約担当参事が平成22年3月24日に当該変更契約に係る契約締結伺を決裁し、同日付けで工事変更請負契約(以下「変更請負契約」という。)を締結した。

本件道路改良工事は平成22年3月29日に完成し、同月30日に政策財務部検査担当理事の完成検査に合格したため、建設政策担当参事は、同月31日付けで請負代金(前払金を除く。)21,447,495円の支出命令書を決裁し、当該請負代金は同年4月9日に支払われた。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求のうち、次の監査請求は不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。その余の監査請求は適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

ア 違法又は不当な財産の取得に係る監査請求

イ 違法、不当な公金の支出に係る監査請求のうち、当初契約の締結、請負代金(前払金)の支出命令及び支払に係る監査請求

(2) 監査の対象に係る判断

適法な監査請求として監査の対象とした変更請負契約の締結、請負代金(前払金を除く。)の支出命令及び支払について、いずれも請求人の主張は認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 不適法な監査請求について

ア 違法又は不当な財産の取得に係る監査請求について

請求人は、本件寄附受納について、法第96条第1項第9号に基づく議会の議決を得ていないものとして、違法又は不当な財産の取得に当たると主張する。

そこで、まず、住民監査請求制度の趣旨及び目的について見ると、住民監査請求制度は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に

よる違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担（以下「財務会計行為」という。）等によって、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであると解するのが相当である。

これを本件監査請求について見ると、本件寄附受納は、本件道路改良工事に係る拡張用地をその所有者から無償かつ無条件で譲渡を受けたものであると認められ、請求人が「債務負担行為を暗黙のうちにやっているものといえる」という主張は独自の見解であり、これを採用することはできない。

したがって、本件寄附受納は、公金の支出、債務その他の義務の負担を伴わない単に財産を増加させるにとどまる行為であって、市が損害を被る余地はなく、確かに市は本件寄附受納によって取得した土地を使用して本件道路改良工事を執行し、工事請負費を支出しているが、このことは副次的なものであり、本件寄附受納の直接的な法律上の効果によるものとはいえない。

このように単に財産を増加させるにとどまる行為は、住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、住民監査請求の対象となる財務会計行為に当たると解することはできないのであって、本件寄附受納を対象とした監査請求は、不適法な監査請求であると判断した。

イ 当初契約の締結、請負代金(前払金)の支出命令及び支払に係る監査請求について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」（法第242条第2項本文）とする監査請求期間を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める「正当な理由」があるときを除き、監査請求期間内に行われたものであることが必要である。

そして、「当該行為」とは、公金の支出は広義の意味において、支出負担行為（支出の原因となる契約の締結等）、支出命令及び支払といった3つの財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払

については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計法規の内容も同一ではないため、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解するべきであり、これらの財務会計行為を併せて監査請求の対象事項とする場合においても、監査請求期間は、それぞれ「当該行為」のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である（同趣旨：平成14年7月16日最高裁判所第三小法廷判決）。

これを本件監査請求について見ると、当初契約の締結日は平成21年12月14日で、請負代金（前払金）の支出命令日は同月15日、支払日は同月24日であり、平成23年1月12日に提出された本件監査請求書は、これら「当該行為」のあった日からいずれも1年を経過した後、提出されたものである。

さらに、「正当な理由」については、請求人は何ら主張していないが、「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提要件であり、当初契約の締結、請負代金（前払金）の支出命令及び支払は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、「正当な理由」がないことは明らかというべきである。

以上のことから、当初契約の締結、請負代金（前払金）に係る支出命令及び支払に係る監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

（2）監査の対象について

変更請負契約の締結、請負代金（前払金を除く。）の支出命令及び支払に係る監査請求について、まず、請求人は、本件道路改良工事に本件農道の改良工事が含まれ、当該工事請負費を（款）土木費・（項）道路橋りょう費の支出科目で執行したことが、法第220条第2項に違反すると主張するが、同項本文は「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない」という予算の流用禁止について定めたものである。

そして、「流用」とは、歳出予算において既に使途が決定している科目の経費を抑制し、他の科目の経費の増額に充てることをいうのであって、本件道路改良工事の執行については、平成21年度津市一般会計の歳出予算の（款）土木費・（項）道路橋りょう費の科目に計上していたものを

執行したのであって、その経費について、(款) 農林水産業費・(項) 農業費から「流用」した事実は認められない。

また、本件農道については、確認した事実の概要で示したとおり、平成15年4月1日付けで津市(建設部道路課)が法定外道路として国から譲与を受けたもので、譲与後に産業労働部農林水産課(当時)又は農林水産部農業基盤整備課にその所管を移した事実はないことから、本件道路改良工事の執行に際し、津南工事事務所が所管していたものと解されることのほか、本件農道は、従来、主に農作業用の道路として利用されてきたと考えられるものの、その周辺の農地が都市計画上の第一種住居地域と準工業地域に囲まれるような立地条件にあり、当該用途地域内の土地は住宅地など非農業的な用途に利用されていることを考慮すると、その接続する市道第39号線及び市道久居線と相まって地域住民の生活道路として利用されている一面があることを推認することができる。

そして、本件農道の拡幅用地の寄附採納は市道第39号線の拡幅用地の寄附採納と同時期に申し出されており、本件道路改良工事に本件農道の改良工事を含めて執行したことは不合理とはいえず、さらに、建設部では拡幅整備した本件農道を含めた法定外道路について、平成23年第1回市議会定例会に市道路線の認定議案を提出したところであり、これら諸般の事情を総合的に考慮すると、本件道路改良工事の執行については、財務会計法規に違反するものではなく、請求人の主張は当を得ないものである。

次に、請求人が本件道路改良工事について、「市道第39号線に進入するための区間を除く中央部分だけを拡幅整備したのであって、一般車両の通行が見込めないものであり、これらの未整備区間が拡幅整備されるまでは、無駄な道路整備工事である」と主張することについて、津南工事事務所の関係職員の説明によれば、市道第39号線に係る道路整備は、市道南郊線の渋滞を回避する車両によって市道第39号線の交通量が増加し、地域住民の生活に支障をきたす状態であったことから、その状態の解消を図るとともに、市道第39号線が市道南郊線のバイパス的な役割を果たす路線となるよう、拡幅用地の寄附採納や予算措置などの諸条件が整った区間から順次、道路改良工事を執行してきたもので、本件道路改良工事はその一環として執行したということである。

そして、津南工事事務所は平成22年度において、更に延長して市道

第39号線の終点付近までの区間に係る道路改良工事を執行しており、当該工事が完成（契約上の完成期日：平成23年3月4日）すれば、請求人の主張にある未整備区間のうち、本件農道との接続点から市道南郊線との接続点までの区間については、自動車の通行に十分な幅員を有することになる。

一方、請求人の主張にある市道第3号線との交差点から北方向の一定の区間は未整備であるものの、市道第3号線と市道南郊線の交差点からほど近いところに、市道第39号線の拡幅整備区間の南端点と市道南郊線を結ぶ法定外道路（位置図において「法定外道路」と表示）があり、当該法定外道路は、以前の拡幅整備により4メートル以上の幅員を有するとともに、市道第39号線の平成20年度における道路改良工事において、当該法定外道路との交差点（北東側）に隅切りを設け、市道南郊線から当該法定外道路に進出した自動車が円滑に市道第39号線を北方向に通行することができるよう、改良されている。

また、請求人は、本件道路改良工事の不当理由の1つとして、本件農道と接続する市道久居線について、「軽自動車以外の一般車両は通行できない」ことを主張しており、確かに本件農道から市道久居線を西方向に進入して住宅地に向かう自動車は、JR紀勢本線の踏切に係る通行規制があるため、軽自動車及び小型特殊自動車に限られるが、市の「平成22年度版税務概要」によれば、軽自動車の課税台数（平成22年度当初調定数値）は約81,000台で、中でも四輪乗用（自家用）車の課税台数は年々増加し、52,000台を超える状況の中で、軽自動車の通行を全く考慮しない請求人の主張は採用することはできないのである。

以上に見たように、市道第39号線に係る道路整備の目的、整備の状況など諸般の事情を総合的に考慮すると、請求人が本件道路改良工事について、「中央部分だけを拡幅整備したのであって、一般車両の通行が見込めない」として当該工事請負費が不当な公金の支出に当たるとする主張は採用することはできない。

以上のとおり、変更請負契約の締結、請負代金（前払金を除く。）の支出命令及び支払に係る監査請求について、違法、不当な事由があるとはいえないのであって、請求人の主張は認めることはできないものと判断した。

以上

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年3月8日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修 一
津市監査委員	山	崎	正 行
津市監査委員	田	矢	修 介

記

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成22年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成21年度も対象とした。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の杉谷育生、岡幸男がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成23年2月15日付けで退任し、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成22年12月14日から平成23年2月10日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、柳原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。